

【一 未然防止の取組】

1 いじめの起きにくい学校、学級づくり

(1) 教師自身の取組

① 一人ひとりを大事にした授業づくり

- ・「わかる授業」の展開と学習内容の定着を図る。
- ・「学習の約束」等授業中のルールを明確にした規律のある学習環境づくり
児童たちは一人ひとりが認めてもらいたい、自分は役に立ちたいという願いを持っている。
学校で過ごす時間の大半が授業であり、その中で自分の考えが認められたり役に立ったりすることで自己肯定感や自尊感情自己有用感が高まるような授業作りをしていく。

② 教師自身が自己の人権感覚を磨く

- ・教師の言葉は、何気なく言ったことでも重く受けとめられたり、教師の思いがそのまま伝わらなかつたりする場合があることを自覚する。
- ・児童一人ひとりにとって本人の努力や成長を認め受け入れられる言葉を磨く。

③ 細やかな児童指導をする。

- ・児童の行動や行為を注意深く継続的に観察したり、発達段階における行為の意味などを考慮したりしながらその行動の背景や原因を見極めて指導、支援の方向を見定めていく。
- ・「いじめ」と一言で括ったり、関係者を一括りにしたりしない。いじめの状況は様々であり、また、関わった児童が複数ならばそれぞれの背景も違う。的確な原因の把握の上に個別具体的な対応をしていく。
- ・いじめの行為に素早く対応できる知識と技能を磨く。

④ 総合的な学習の時間・特別活動・道徳などの時間を使い自己有用観や自己肯定感、自尊感情等を高め、心を育てる。

- ⑤ 発達障害など個々の児童の持つ特性を十分に理解し、認め、自尊感情を育てるとともに、児童一人ひとりの状況に応じて支援をしていく。
・教職員だけでなく児童もその特性について発達段階に応じて理解できるようにしていく。

(2) 児童会との連携

① 三役との連携

- ・自校の課題を児童自身が考え取り組むことで児童の力で人権に対する意識を高め、いじめを許さない集団作りを目指す。
- ・顧問が、時には意図して時には調整役として時として見守るなどの支援をしながら指導を行っていく。

② 代表委員会の充実

- ・自分たちで学級ルールや、課題を改善する取組について話し合ったりしながら自分の学級、学年の所属意識を高める。
- ・既存の行事や体験活動の見直しを行い、児童たちが主体的・実践的な活動になるよう意図的に仕組んでいく。

③ 支部児童会の活動などを通し、地域での自分の活動を行ったり振り返りをさせたりしながら

地域に貢献できた喜びなどを味わえる活動を充実させ自己有用観を高めていく。

- ・地区行事への積極的な参加

(3) 中学校区の小学校との連携

- ・系統的に人権感覚や豊かな心の育成を図る。
- ・人間関係の情報を生かしながら発達段階に応じた人間関係作りの力を伸ばしていく。

(4) 保護者との協働

① 「いじめ」に対する学校と保護者の認識の共有化

間違った情報をもとに判断をしている状況も見受けられるので、実情について学校から機会をとらえ発信していく。(学校便り、学年便り、学級便り)

② 「いじめ」に関わる講演会

③ 学年部 を対象にした研修会

- ・開かれた学級 PTA 学年 PTA

「うちの子はいじめられていないか」という思いと「うちの子はいじめていないか」という思いの共有 → どちらにもなりうるという危機感の共有

「被害者も加害者もどちらになっても不幸」という視点の共有

- ・今日的課題や悩みを共有し一緒に取り組んでいこうとする保護者集団
インターネット、携帯電話、ゲーム、SNS などの使い方
家庭での仕事や役割 金銭教育

(5) 地域との協働

- ① 児童の行動に関心を持ってもらう。児童の姿が地域の方にも見えるようにする。
- ② その場で適切に叱ってもらうという学校からの願いを伝える。
- ③ 保護者の相談役としての役割

(6) 団体・関係機関とともに進めること

- ① 保護者に対する啓発活動
- ② 孤立しがちな家庭への相談機能の充実

【二 早期発見の取組】

1 日常活動を通じた取組

(1) 学級担任の役割

- ① 共に過ごす中で、児童たちの表情を観察や声掛け。
- ② 日記などを通じた対話による児童の気持ちの変化の把握。

(2) 職員集団として

- ① 学年会や職員会、などでの情報交換と情報の共有化

2 相談体制の充実

- (1) 相談窓口の工夫や校外相談窓口の周知

- (2) 保健室などをいつでもだれにも相談できる工夫
- (3) スクールカウンセラーの積極的な活用
- (4) QU やいじめアンケートの実施に合わせ、学級の児童との相談を実施
- (5) いじめアンケートの実施 (R3年 11月より毎月実施・報告)

【三 重大事態への対応】

- (1) 的確な情報収集
 - ① 被害者の訴えを受け止める
 - ② いじめの実態と構造をつかむ
 - ③ 必要に応じて被害者の保護者と面談する
 - ④ 加害者のいじめにいたる行動、心理的背景に留意する
- (2) 基本的な緊急対応
 - ① 情報収集後、なるべく早くいじめ対策委員会を開く。
 - ② 被害者、加害者、校内からの情報、保護者等からの聞き取り記録を事実の経過に沿って共有
 - ③ 共有した情報をもとにした見立てをし、指導援助方針と指導体制を立ち上げる。
誰が 誰に いつまでに 何をするのか
- (3) 場合によっては調査による実態把握
- (4) 解決に向けた指導・援助
- (5) 継続指導・経過観察
- (6) 再発防止

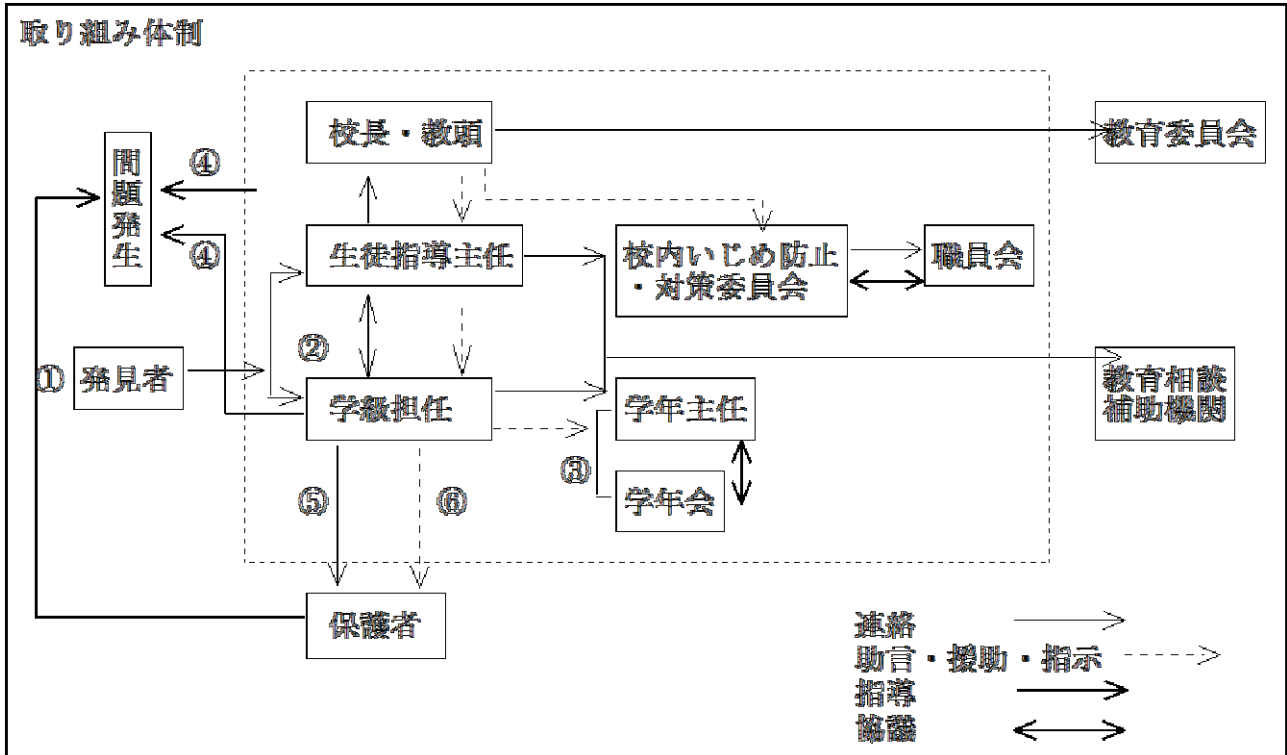
【四 校内体制】

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

1 組織

委員	分担
校長	総責任者 方針の明確化 組織の活性化 校内研修の充実 マスコミ対応
教頭	保護者面接 外部機関（SC、SMA等）との連絡
生徒指導	情報の集約 指導・支援の指示 児童への指導 保護者面接
学年主任	担任への支援 児童への指導 保護者対応 保護者面接 後指導
担任	いじめの早期発見 情報収集 管理職・対策委員会への報告 児童への指導 保護者面接 後指導
養護教諭	児童来室状況や会話等の情報提供 欠席状況の把握と情報提供
SC	必要に応じてカウンセリング 対応等に対する助言や支援 児童の状態把握を情報提供 医療機関との連携
SMA	児童・保護者・職員への相談・支援 関係機関との連絡（民生児童委員・主任児童委員・市福祉課・チャレンジ教室）

2 いじめへの対応



◇ 各段階での留意点

- ① 関係する生徒を把握し、話しや指導ができる場所に移す。
- ② 事実確認をする。必要があれば、学年、係の応援を求める。個々に聞き、突き合わせをし、正確な事実確認をする。
- ③ 学年会での話し合いは、グループによるもので、複数のクラスにまたがっているときなど、同一歩調での助言や学年集会による一斉指導など工夫する。
- ④ ②の事実確認に重点を置いた指導に対し、ここでは本人の反省を促し、心に訴える指導をする。
- ⑤ 事実を保護者に伝え、家庭での対応を話し合う。「厳しく注意してほしい」「本人の方から言うまで黙っていてほしい」など。
- ⑥ 問題行動そのものの指導よりも、その背景を探り、今後どのような生活をさせていくのが良いのか、親や学校の対応、協力をどうしていくのか、その子のために共に考え合うという立場で話し合う。
 - ・家庭訪問、学校へ来てもらっての話し合い、両方の形式が考えられる。この場合、複数で立ち会う。必要に応じ、学校長、教頭、教務の協力を仰ぐ。
 - ・その後の指導と親との連絡、協力体制を継続させる。